

認定病理検査技師制度
第7回認定試験（2021年度）実施要項（8月11日付修正版）

I 期 日：2021年12月5日（日）

受付開始：午前9時00分（詳細はⅧを参照ください。）

※試験日程を確認の上、時間に余裕を持った交通機関を手配してください。

II 試験会場：幕張メッセ 国際会議場 〒261-8550 千葉県美浜区中瀬 2-1

III 受験申請料：20,000 円（審査料を含む）

◆ **受験申請料は一切返金いたしません。**

IV 登録料：5,000 円

◆ 合格発表後にお支払いいただきます。

◆ **合格発表は、2022年2月末頃の見込みです。**

V 受験資格：以下のすべてを満たす者

1. 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技）の会員で臨床検査技師の国家資格を有するもの。

2. 「日臨技生涯教育研修制度」修了者（~~2016年度~~1995年度～2020年度に修了証書を受領した者）。

※お詫びと訂正

本来であれば、この受験要項に合わせ、令和3年8月開催の「令和3年度 認定病理検査技師制度指定講習会」（オンデマンド配信）の受講資格として「『日臨技生涯教育研修制度』修了者（2016年度～2020年度に修了証書を受領した者）」という条件を課すべきところでしたが、講習会の要項に記載をしておりませんでした。大変申し訳ございません。

つきましては、今年度の受験資格を、上記のとおり修了年度の制限を撤回し、**2015年度以前に「日臨技生涯教育研修制度」を修了した方も受験可能**といたします。（8月11日付）

3. 第6回（2019年度）、第7回（2021年度）認定病理検査技師制度指定講習会を受講したもの。

（受講後2年間有効）。

4. 一般社団法人日本病理学会会員の医師または施設長の推薦を受け、推薦書を有するもの。

5. 病理検査業務に5年以上従事していること。尚、虚偽の申請があった場合、合格の取り消しおよび発覚した年から2年間の受験資格停止を行うこととする。

VI 受験申請手順

1. 受験申請は会員サイトログイン後、画面右「日臨技会員メニュー」バナーの「認定資格申請」をクリックして、各資格申請の画面にある「入力ガイド」に沿って申請してください。

2. 受験申請受付開始日：2021年10月1日

3. 受験申請受付終了日：2021年10月31日

VIII 試験日程

2021年12月5日(日)

9:00～10:00(60分) 受付

10:00～10:15(15分) オリエンテーション

10:15～10:20(5分) 問題配布・点検

10:20～12:20(120分) 試験Ⅰ(マークシート)

12:20～13:20(60分) 昼食・休憩

※会場内での飲食が可能です(ゴミは各自お持ち帰りください)。

13:20～13:30(10分) 受験者の確認、問題配布・点検

13:30～15:10(100分) 試験Ⅱ(記述・小論文)

IX 試験問題

1. 「認定病理検査技師制度出題基準」(2021年度)の範囲から出題されます。
2. 試験に関する開示請求には応じません。
3. 解答用紙の氏名・受験番号について、記入漏れや間違いは採点対象外(0点)となります。
4. 参考資料 指定講習会テキスト、JAMT教本シリーズ病理技術教本、JAMT教本シリーズ品質保証・精度管理教本、ゲノム研究用・診療用病理組織検体 取扱い規程、病理学会検体取扱いマニュアル 等

X 資格認定・更新

◆ 認定病理検査技師資格の認定期間：

認定病理検査技師資格の認定期間は、試験翌年の4月1日から5年間となります。(第7回は2022年4月1日より2027年3月31日まで)

◆ 認定病理検査技師の氏名公表：

この制度による認定病理検査技師は、各地区において指導的な役割を担っていただくことを目標の一つとしていることから、特に申し出のない限りホームページ、会報等に氏名を公表いたします。

◆ 認定病理検査技師資格更新とその要件：

1. この制度による5年ごとの資格更新は、有効期間の最終年に行うこととする。更新の手続きには、更新申請料を添えて、認定期間内最終年に行わなければなりません。更新期限の切れた資格の追認は行われません。

なお、この更新を行わなかった場合には認定資格は無効となり再受験する必要が生じるのでご注意ください。

2. 更新要件

① 日臨技会員を継続していること。

② 別に定める、認定病理検査技師資格更新審査基準単位のⅠ～Ⅲを満たすもの。

※認定更新に必要な資格審査基準単位は日臨技認定センターから「認定病理検査技師資格登録更新のご案内」をダウンロードしてご確認ください。

認定病理検査技師制度 2021 年度出題基準

	科 目
I. 認定病理検査技師について (指定講習会必須単位)	認定病理検査技師の職務内容および基本的姿勢
<p>【区分 A-基礎知識・技術】</p> <p>病理検査業務における基礎知識を備え、実践できる。</p>	1 人体の構造と機能について理解している。
	2 人体の病態の概要と、それに伴う組織所見を中心とした形態学的異常について理解している。
	3 病態の理解に必要な画像診断に関する基本的知識を備える。
	4 個人情報取り扱いに関する基本的事項を理解している。
	5 外科病理学的な知識を備え、癌取り扱い規約等に基づいた手術材料の切り出しの重要性を理解し説明できる。
	6 病理診断ならび検体の適切な取り扱いに必要な臨床的事項および臨床検査データを把握し説明できる。
	7 組織固定法の原理と方法を理解し、質の高い組織固定を実践できる。
	8 ホルマリン固定パラフィン包埋組織標本や凍結標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明でき、診断に不足のない標本作製ができる。
	9 細胞診断に必要な標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明でき、必要に応じて摘出臓器・組織検体から捺印・擦過等の細胞採取を行い、細胞診標本を作製できる。
	10 免疫組織化学および特殊染色の原理を説明でき、日常的な精度管理を行うことができる。
	11 電子顕微鏡標本による診断に関する基礎知識を備える。
	12 診断に不適とされる不良標本の原因を追究し修正できる。
	13 病理解剖を介助することができ、執刀医や病理解剖に関わるスタッフの安全を確保できる。
	14 病理解剖および手術等で摘出された臓器・組織検体の写真撮影が適切に実施できる。
<p>【区分 B-専門知識】</p> <p>病理検査業務及び関連領域における専門知識を修得する。</p>	1 コンパニオン診断について、対象疾患と薬理を習得する。
	2 分子病理学的検索方法の原理を習得する。
	3 ゲノム医療に関する専門知識を習得する。
	4 ゲノム医療について、その検査方法と結果の解釈を被験者等に対して説明する知識を習得する。
	5 遺伝病学に関する専門知識を習得する。
	6 人工知能 (AI) に関する専門知識を習得する。
	7 良質な診療用組織検体の確保と保管に関する知識を習得する。

	8 遠隔医療に必要なネットワーク構成を理解し概要に関する知識を習得する。
<p>【区分 C-専門技術】</p> <p>病理検査業務及び関連領域における専門技術<u>を修得し、実践</u>できる。</p>	1 コンパニオン診断について対象とする疾患と薬理を理解し、治療選択のための適正な免疫組織化学標本の作製ができる。
	2 分子病理学的検索方法の原理を理解し、適正な標本作製ができる。
	3 ゲノム医療に供する適正検体を選択採取でき、適切な保管をする技術を備え実践できる。
	4 ゲノム医療において遺伝子情報保護に関する知識と次世代シーケンス (NGS) 検査に関する技術を理解し、実践に備える。
	5 デジタルパソロジーに適正な組織標本の質を理解し、不良画像を見極めることができる。
	6 Whole Slide Imaging (WSI) を代表するデジタルパソロジー機器を適正に操作することができる。
	7 遠隔病理組織診断時に発生する機器の通信障害に対して適切に対処し、通信の復旧ができる。
	8 良質な診療用組織検体の確保と保管に関する知識を備え、実践できる。
<p>【区分 D-組織管理】</p> <p>認定病理検査技師として求められる態度、管理能力を備える。</p>	1 病理検査業務全般において、病理医（病理専門医）および臨床医に対して適切な対応ができる。
	2 病理検査業務に関連する医師法や死体解剖保存法、臨床検査技師等に関する法律等、各法令および制度を説明できる。また、病理検査業務に関連する診療報酬体系を説明できる。
	3 検査技術や検査機器に関する最新の情報を習得し、導入へ向けた準備を整えることができる。
	4 病理検査業務における感染対策について、標準予防策と消毒方法に関する知識を備え管理できる。
	5 病理組織検体の受付から報告完了および保管まで、情報システムマネジメントの構築や適正な台帳管理ができる。
	6 病理検査室で取り扱われる化学物質について、各法令に則った取り扱いができる。
	7 病理検査業務において発生する様々な廃棄物について、各法令に則った対応ができる。
	8 病理検査業務で得られた人体材料を研究に用いる際に必要な個人情報保護および倫理についての知識を備え、それに伴う手続きを説明できる。
	9 病理検査業務のインシデントやアクシデントに対して適正な分析をおこない、PDCA サイクルを効率よく行い、問題解決や危険予知お

よび診断精度の向上を図ることができる。
10 多職種へ向けて病理組織検査内容の説明ができる。
11 CPC(臨床－病理検討会)や臨床医とのカンファレンスの重要性を理解している。
12 病理診断の最終責任は病理医にあるが、認定病理検査技師は病理医と協働し、診断標本の精度向上および精度管理に努める。
13 認定病理検査技師間で密接に情報を共有し、病理標本作製の標準化を推進する。
14 医療法に基づき、病理検査技術の精度管理について積極的に関与し、病理検査室の体制構築ができる。
15 病理検査における第三者評価機関からの認定・認証取得要件を理解し、体制作りができる。
16. 業務全般において、後進の指導・育成ができる。